

静岡県立大学学則

平成19年4月1日 規則第33号

改正 平成19年11月1日、平成20年4月1日、平成20年7月24日
平成20年7月28日、平成21年4月1日、平成22年4月1日
平成23年4月1日、平成24年4月1日、平成25年4月1日
平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成28年4月1日
平成29年4月1日、平成29年12月27日、平成30年4月1日
平成30年11月28日、平成31年4月1日、令和2年3月1日
令和2年4月1日、令和2年9月10日、令和2年12月1日
令和2年12月24日、令和3年4月1日、令和3年7月1日
令和3年10月1日、令和4年4月1日、令和5年4月1日
令和6年4月1日、令和6年7月1日、令和7年4月1日
令和8年4月1日、令和9年4月1日

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、時代の要請と地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、併せて開かれた大学として優れた教育・研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与することを目的とする。

第2節 組織

(学部)

第2条 本学に、次の学部・学科を置く。

薬学部	薬学科 薬科学科
食品栄養科学部	食品生命科学科 栄養生命科学科 環境生命科学科
国際関係学部	国際関係学科 国際言語文化学科
経営情報学部	経営情報学科
看護学部	看護学科

(人材養成等教育研究上の目的)

第2条の2 本学各学部における人材養成等教育研究上の目的は、次のとおりと

する。

(1) 薬学部

薬科学科（４年制）は、生命倫理を基盤としつつ、創薬や生命現象の解明を指向する独創的な科学研究を通して、人類の健康長寿にグローバルに貢献できる卓越した薬学者を育むための薬学基礎・専門教育を行う。薬学科（６年制）は、薬剤師としての臨床能力および倫理観を修得し、医療薬学に根ざした研究者や高度専門職薬剤師として、医療の質向上を通して人類の健康長寿に貢献できる先導的な人材を育むための薬学基礎・専門教育を行う。

(2) 食品栄養科学部

食品・栄養・環境に関する基礎知識及び関連する基本的技術を習得し、「食と健康」に関する科学の発展と実践に貢献できる人材を養成する。

(3) 国際関係学部

グローバル化に対応するために、多様な言語・政治・経済・文化等を理解・尊重し、国際社会において活躍できる人材を養成する。

(4) 経営情報学部

情報処理能力とマネジメント力を兼ね備えた、企業や地域社会に貢献することができる人材を養成する。

(5) 看護学部

少子高齢社会の健康の護り手として人々の生活を支援するため、確かな看護判断能力と実践能力を身に付け、他専門職と協働して健康上の課題に創造的に対応できる人材を養成する。

(大学院)

第 3 条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(研究施設の附置)

第 4 条 本学に、次の大学又は学部附属の研究施設を置く。

生活科学研究センター（以下「研究センター」という。）

薬 学 部

薬草園

薬学教育・研究センター

看 護 学 部

看護実践教育研究センター

(附属図書館)

第 5 条 本学に、附属図書館を置く。

(健康支援センター)

第 6 条 本学に、健康支援センターを置く。

(情報センター)

第 7 条 本学に、情報センターを置く。

(言語コミュニケーション研究センター)

第7条の2 本学に、言語コミュニケーション研究センターを置く。

(男女共同参画推進センター)

第7条の3 本学に、男女共同参画推進センターを置く。

(グローバル地域センター)

第7条の4 本学に、グローバル地域センターを置く。

(「ふじのくに」みらい共育センター)

第7条の5 本学に、「ふじのくに」みらい共育センターを置く。

(臨床研究センター)

第7条の6 本学に、臨床研究センターを置く。

(事務局)

第8条 本学に、大学の事務を管理するため、事務局を置く。

(学生部)

第9条 事務局に、学生の厚生補導に関する事務を管理するため、学生部を置く。

(併設短期大学)

第10条 本学に、短期大学を併設する。

第3節 職員組織

(職員)

第11条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員を置く。

2 前項に定める者のほか、副学長その他必要な職員を置くことができる。

(学長)

第11条の2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(学部長及び副学部長)

第12条 学部に学部長を置き、その学部の教授をもって充てる。

2 学部に副学部長を置き、その学部の教授をもって充てる。

3 学部長及び副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(研究施設の長)

第13条 附属研究施設に施設の長を置き、研究センター又は当該学部の教授若しくは准教授をもって充てる。

2 研究施設の長に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館長)

第14条 附属図書館に館長を置き、教授をもって充てる。

(健康支援センター長)

第15条 健康支援センターにセンター長を置き、教授をもって充てる。

(情報センター長)

第16条 情報センターにセンター長を置き、教授をもって充てる。

(言語コミュニケーション研究センター長)

第16条の2 言語コミュニケーション研究センターにセンター長を置く。

(男女共同参画推進センター長)

第16条の3 男女共同参画推進センターにセンター長を置き、教授をもって充てる。

(グローバル地域センター長)

第16条の4 グローバル地域センターにセンター長を置く。

(「ふじのくに」みらい共育センター長)

第16条の5 「ふじのくに」みらい共育センターにセンター長を置く。

(臨床研究センター長)

第16条の6 臨床研究センターにセンター長を置く。

(事務局長)

第17条 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

(学生部長)

第18条 学生部に学生部長を置き、教授又は事務職員をもって充てる。

(学長補佐)

第19条 本学に、学長の職務を補佐するため、学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第20条 本学に多年勤務し、教育上、学術上功績のあった者に名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与について必要な事項は、別に定める。

第4節 教授会及び委員会

(教授会)

第21条 学部及び研究センターに、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第22条 本学に、大学全体に関する事項について審議するため、広報委員会その他の委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第24条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第25条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - (4) 本学の開学記念日 4月20日
 - (5) 春期休業 3月21日から4月3日まで
 - (6) 夏期休業 8月15日から9月15日まで
 - (7) 冬期休業 12月29日から翌年1月5日まで
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 収容定員

(収容定員)

第26条 収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	80(人)	480(人)
	薬科学科	40	160
食品栄養科学部	食品生命科学科	25	100
	栄養生命科学科	25	100
	環境生命科学科	20	80
国際関係学部	国際関係学科	60	240
	国際言語文化学科	120	480
経営情報学部	経営情報学科	125	500
看護学部	看護学科	120	530
		(1年次入学) 25	
		(3年次編入学)	
計		640	2,670

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第27条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。

(在学年限)

第28条 学生は、8年（薬学部薬学科の学生にあつては、4年次終了までに8年、6年次終了までに12年）を超えて在学できない。ただし、第34条第1項の規定により入学した学生 又は第47条第1項の規定により転学部若しくは転学科した学生は、それぞれ第34条第2項又は 第47条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学できない。

第3節 入学

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第1項第3号から第5号までに該当する者（第5号にあっては、国際バカロレア資格を有する者で満18歳に達した者に限る。）並びに第34条に規定する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第30条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の志願)

第31条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第32条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第33条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、別に定める場合を除き、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学、転入学及び再入学)

第34条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、若干名（看護学部への編入学の場合にあっては第26条に規定する編入学の定員）に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) その他大学において、相当の年齢に達し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。
- 3 編入学、転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第35条 授業科目を分けて、全学共通科目、学部基礎科目及び専門教育科目とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、薬学部にあつては学部共通課程及び専門課程とする。

(単位の計算方法)

第36条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習及び実技については、30から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究及び特別実習については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間)

第37条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第38条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与える。

(他大学における授業科目の履修等)

第39条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科

における学修及びその他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、教授会の議に基づき、合わせて30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第40条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第2項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、編入学等の場合を除き、教授会の議に基づき、合わせて30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

(成績の評価)

第41条 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。

- 2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表わすことができる。

(授業科目の名称及び単位数等)

第42条 各学部の授業科目の名称及び単位数は、別表Ⅰ及び別表Ⅱのとおりとする。

- 2 その他必要な事項については、各学部規則の定めるところによる。

第5節 休学、転学、転学部・転学料、留学、退学及び除籍

(休学)

第43条 疾病その他特別の理由により2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

- 3 休学の手続に関し、必要な事項は別に定める。

(休学期間)

第44条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第28条の在学期間には算入しない。

(復学)

第45条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の手続に関し、必要な事項は別に定める。

(転学)

第46条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学部・転学科)

第47条 他の学部又は同一学部の他の学科に転学部又は転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、学長はこれを許可することができる。

2 前項の規定により転学部又は転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(留学)

第48条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学部長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第51条に定める在学期間に含まれることができる。

3 第39条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第49条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第50条 次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 入学料を所定の期日までに納付しない者
- (2) 授業料又は学外実習経費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 第28条に定める在学年限を超えた者
- (4) 第44条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

第6節 卒業・学位授与及び資格

(卒業)

第51条 本学に4年又は薬学部薬学科にあつては6年(第34条第1項の規定により入学した者又は第47条第1項の規定により転学部若しくは転学科した者は、それぞれ第34条第2項又は第47条第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、各学部規則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 大学設置基準第25条第2項に規定された遠隔授業に該当する授業を履修して

単位を修得した場合、卒業要件単位に含めることのできる遠隔授業の単位の上限は60単位とする。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位授与)

第52条 卒業者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業の時期)

第53条 卒業の時期は、学年または学期の終わりとする。

(栄養士免許)

第54条 栄養士免許を得るには、第42条に基づく単位取得のほか、栄養士法及び同法施行規則に規定された単位を取得しなければならない。

2 栄養士免許取得に必要な専門科目に該当する本学の授業科目は、別表Ⅲのとおりとする。

(教職に関する免許)

第55条 本学の学部学科において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学部・学科	コース	免許状の種類	教科の種類
食品栄養科学部 栄養生命科学科	—	栄養教諭一種免許状	—
食品栄養科学部 食品生命科学科 環境生命科学科	—	高等学校教諭一種免許状	理 科
国際関係学部 国際言語文化学科	英語コース 国語コース	高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英 語 国 語
経営情報学部 経営情報学科	数学コース 情報コース 商業コース	高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数 学 情 報 商 業

2 前項の免許状を得たい者は、第42条に基づく単位取得のほか、別表Ⅳに定める単位を取得しなければならない。

第7節 賞罰

(表彰)

第56条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会及び教育研究審議会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第57条 本学の規則に違反し、又は学生として本分に反する行為をした者は、教授会及び教育研究審議会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 第1項及び第2項に関して、別に規程及びガイドラインを定めるものとする。

第8節 厚生施設

(厚生施設)

第58条 学生の福利厚生を図るため、食堂その他の厚生施設を置く。

第9節 研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、特別聴講学生、 社会人専門講座受講生及び外国人留学生

(研究生)

第59条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(委託生)

第60条 本学において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の専門事項について研究させるため委託があるときは、各学部の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

2 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第61条 本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない範囲において、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第38条の規定を準用する。

(社会人聴講生)

第62条 社会人で本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない範囲において社会人聴講生として聴講を許可することができる。

2 社会人聴講生を志願することのできる者は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。

(特別聴講学生)

第63条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(社会人専門講座受講生)

第63条の2 本学が開設する社会人を対象とした高度で専門性の高い講座の受講

を志願する者があるときは、学長は教授会の議を経て社会人専門講座受講生として受講を許可することができる。

2 社会人専門講座受講生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 専門講座の単位認定は行わない。

(外国人留学生)

第64条 外国人で本学に留学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第35条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生等に関する規定)

第65条 研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、特別聴講学生、社会人専門講座受講生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 授業料等

(授業料等)

第66条 入学検定料、入学料、授業料、研究料、聴講料、受講料、検定料及び学外実習経費（以下「授業料等」という。）の額は、別に定める。

(授業料の納付)

第67条 授業料の納付方法は、別に定める。

(復学の場合の授業料)

第68条 前学期又は後学期の中途において修学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第69条 学年の途中で卒業する者は、卒業する当該学期までの授業料を納付するものとする。

(休学、退学、転学、除籍及び停学の場合の授業料)

第70条 前学期又は後学期の中途において休学、退学、転学及び除籍された者から徴収する当該学期分の授業料の額は、その全額とする。ただし、休学が前学期又は後学期の全期間にわたるときは、その期分の授業料は徴収しない。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料等の減免等)

第71条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条の規定により授業料等減免対象者として認定された者に対しては、同法の規定により授業料等の全部又は一部を免除するものとする。

2 前項に定めるもののほか、経済的理由により授業料の納入が困難と認められる者、休学中の者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は授業料を分割して納付させることができる。

3 授業料等の減免及び授業料の分割納付に関し必要な事項は、別に定める。
 (授業料以外の納付)

第72条 授業料等(授業料を除く。)の納付方法は、別に定める。
 (授業料等の還付)

第73条 既納の授業料等の還付については、別に定めるところによる。

第11節 大学開放

(大学開放)

第74条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、大学開放事業を行うことができる。

2 大学開放に関し必要な事項は、別に定める。

第12節 雑則

(委任)

第75条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際廃止された静岡県立大学学則(以下「廃止前の学則」という。)に基づいて履修した科目及び課程並びに廃止前の学則の規定により受けた許可等は、この学則に基づいて履修した科目及び課程並びにこの学則の相当規定により受けた許可等とみなす。

ただし、この学則に相当する規定がないときは、なお従前の例による。

3 平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間における収容定員は、第26条の規定にかかわらず、次の表の期間の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の定員の項に掲げるとおりとする。

期 間		平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで							平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで						
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	計	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	計
薬	薬学	80	80	60	60	—	—	280	80	80	80	60	—	—	300
	製薬	—	—	60	60	—	—	120	—	—	—	60	—	—	60
	薬科	40	40	—	—	—	—	80	40	40	40	—	—	—	120
	計	120	120	120	120	—	—	480	120	120	120	120	—	—	480
食	食品生命科学	25	25	25	25	—	—	100	25	25	25	25	—	—	100
	栄養生命科学	25	25	25	25	—	—	100	25	25	25	25	—	—	100
	計	50	50	50	50	—	—	200	50	50	50	50	—	—	200
国	国際関係	60	60	60	60	—	—	240	60	60	60	60	—	—	240

	言語文化	120	120	120	120	—	—	480	120	120	120	120	—	—	480
	計	180	180	180	180	—	—	720	180	180	180	180	—	—	720
経	経営情報	100	100	100	100	—	—	400	100	100	100	100	—	—	400
看	看護	55	55	65	65	—	—	240	55	55	65	65	—	—	240
	合計	505	505	515	515	—	—	2,040	505	505	515	515	—	—	2,040

期 間		平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで							平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで						
学部	学 科	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	計	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	計
薬	薬学	80	80	80	80	—	—	320	80	80	80	80	80	—	400
	製薬	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	薬科	40	40	40	40	—	—	160	40	40	40	40	—	—	160
	計	120	120	120	120	—	—	480	120	120	120	120	80	—	560
食	食品生命科学	25	25	25	25	—	—	100	25	25	25	25	—	—	100
	栄養生命科学	25	25	25	25	—	—	100	25	25	25	25	—	—	100
	計	50	50	50	50	—	—	200	50	50	50	50	—	—	200
国	国際関係	60	60	60	60	—	—	240	60	60	60	60	—	—	240
	言語文化	120	120	120	120	—	—	480	120	120	120	120	—	—	480
	計	180	180	180	180	—	—	720	180	180	180	180	—	—	720
経	経営情報	100	100	100	100	—	—	400	100	100	100	100	—	—	400
看	看護	55	55	65	65	—	—	240	55	55	65	65	—	—	240
	合計	505	505	515	515	—	—	2,040	505	505	515	515	80	—	2,120

附 則

この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正後の別表Ⅱ（1）の規定（ただし、教養科目を除く。）は、平成20年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 改正後の別表Ⅱ（2）の規定は、平成20年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ（2）の規定中、（2）食品栄養科学部（食品生命科学科）および（栄養生命科学科）の学部基礎科目「オーラルコミュニケーションⅢ」、「オーラルコミュニケーションⅣ」、「TOEIC英語Ⅰ」、「TOEIC英語Ⅱ」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。

また、食品生命科学科の専門教育科目の必修科目「食品物理学」、「食品生命科学英語Ⅰ」、「食品生命科学英語Ⅱ」、栄養生命科学科の専門教育科目の選択科目「栄養生命科学英語」を平成20年3月31日において現に在学する者については、選択科目として履修を可能とする。

- 4 改正後の別表Ⅱ（3）の規定は、平成20年4月1日以後入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成20年7月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年7月28日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅰの規定（看護学部の卒業に必要な最低修得単位数に係る部分に限る。）は、平成21年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 別表Ⅱのうち薬学科専門課程及び薬科学科専門課程に係る改正については、平成18年度入学生から適用する。
- 4 改正後の別表Ⅱ（2）の規定は、平成21年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ（2）の規定中、（2）食品栄養科学部（食品生命科学科）の専門教育科目の必修科目「食品化学Ⅰ」及び「食品化学Ⅱ」、選択科目「ヒューマンゲノミクス」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。
- 5 平成20年4月1日より施行された、学則改正後の別表Ⅱ（2）の規定中、（2）食品栄養科学部（食品生命科学科）の専門教育科目の必修科目「食品生命科学実験Ⅰ」「食品生命科学実験Ⅱ」「食品生命科学実験Ⅲ」および「食品生命科学実験Ⅳ」の規定は、平成21年3月31日において現に在学する者について適用する。
- 6 改正後の別表Ⅱ（4）の規定は、平成21年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 7 改正後の別表Ⅱ（5）の規定は、平成21年4月1日以降入学する者について適用する。ただし、平成21年3月31日において現に在学する者、並びに平成21年度、及び平成22年度における看護学部の3年次編入学する者については、なお従前の例による、

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表Ⅱ（3）の規定は、平成22年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表Ⅳの規定は、平成22年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表Ⅰ及び別表Ⅱの規定は、平成22年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表Ⅱ（2）の規定は、平成22年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ（2）の規定中、(2)食品栄養科学部（食品生命科学科）の専門教育科目の必修科目「インターンシップ」、（食品生命科学科）及び（栄養生命科学科）の専門教育科目の選択科目「海外研修英語」の規定は、平成19年4月1日以降入学し、平成22年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、（食品生命科学科）の専門教育科目の必修科目「食品技術者倫理」、「食品生命科学実験Ⅱ」、選択科目「公衆衛生学Ⅰ」、「環境衛生学実験」（栄養生命科学科）の専門教育科目の必修科目「微生物学・食品衛生化学実験」、「公衆衛生学Ⅰ」、選択科目「臨地実習（臨床栄養学）」、「臨地実習（公衆栄養学）」、「校外実習（給食の運営）」、（食品生命科学科）及び（栄養生命科学科）の選択科目「細胞工学」の規定は、平成20年4月1日以降入学し、平成22年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、（栄養生命科学科）の専門教育科目の選択科目「栄養カウンセリング論」の規定は、平成21年4月1日以降入学し、平成22年3月31日において現に在学する者についても適用する。
- 6 改正後の別表Ⅲ-1の規定は、平成22年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅲ-1の規定中、教育内容「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」の「生化学」、「微生物学・食品衛生学実験」、「臨床医学概論」、「臨床栄養学総論」、教育内容「応用栄養学」の「栄養学各論Ⅰ」、「栄養学各論Ⅱ」、「栄養化学実験」、「応用栄養学実習」、教育内容「臨床栄養学」の「臨床栄養管理学Ⅰ」、「臨床栄養管理学Ⅱ」及び教育内容「臨地実習」の「臨地実習（臨床栄養学）」「臨地実習（公衆栄養学）」「校外実習」の規定は、平成20年4月1日以降入学し、平成22年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、教育内容「栄養教育論」の「栄養カウンセリング論」、教育内容「給食経営管理論」の「給食管理実習」の規定は、平成21年4月1日以降入学し、平成22年3月31日において現に在学する者についても適用する。
- 7 改正後の別表Ⅲ-2の規定は、平成22年4月1日以降入学する者について適用

し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅲ-2の規定中、教育内容「人体の構造と機能」の「生化学」、「微生物学・食品衛生学実験」、「臨床医学概論」、「臨床栄養学総論」、教育内容「栄養と健康」の「栄養学各論Ⅰ」、「栄養学各論Ⅱ」、「栄養化学実験」、「応用栄養学実習」の規定は、平成20年4月1日以降入学し、平成22年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、教育内容「給食の運営」の「給食管理実習」の規定は、平成21年4月1日以降入学し、平成22年3月31日において現に在学する者についても適用する。

- 8 改正後の別表Ⅱ（4）の規定は、平成22年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第41条の規定は、平成23年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表Ⅰ、別表Ⅱ（1）及び別表Ⅲ（3）の規定は、平成23年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表Ⅱ（2）の規定は、平成23年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ（2）の規定中、（2）食品栄養科学部（栄養生命科学科）の専門教育科目の選択科目「校外実習（給食の運営）」の規定は、平成20年4月1日以降入学し、平成23年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、（栄養生命科学科）の専門教育科目の必修科目「公衆衛生学」、「公衆衛生学実験」、選択科目「給食経営管理実習」の規定は、平成21年4月1日以降入学し、平成23年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、（食品生命科学科）の専門教育科目の必修科目「食品物理学」、「調理科学」、（栄養生命科学科）の専門教育科目の必修科目「応用栄養学Ⅰ」、「応用栄養学Ⅱ」、（栄養生命科学科）の専門教育科目の選択科目「調理科学実験」の規定は、平成22年4月1日以降入学し、平成23年3月31日において現に在学する者についても適用する。
- 5 改正後の別表Ⅲ-1の規定は、平成23年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅲ-1の規定中、教育内容「臨地実習」の「校外実習（給食の運営）」の規定は、平成20年4月1日以降入学し、平成23年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、教育内容「社会・環境と健康」の「公衆衛生学」、「公衆衛生学実験」、「給食経営管理実習」の規定は、平成21年4月1日以降入学し、平成23年3月31日において現に在学する者

についても適用する。また、教育内容「食べ物と健康」の「調理科学」、教育内容「応用栄養学」の「応用栄養学Ⅰ」、「応用栄養学Ⅱ」、の規定は、平成22年4月1日以降入学し、平成23年3月31日において現に在学する者についても適用する。

- 6 改正後の別表Ⅲ-2の規定は、平成23年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅲ-2の規定中、教育内容「給食の運営」の「校外実習（給食の運営）」の規定は、平成20年4月1日以降入学し、平成23年3月31日以降において現に在学する者についても適用する。また、教育内容「社会生活と健康」の「公衆衛生学」、「公衆衛生学実験」、教育内容「給食の運営」の「給食経営管理実習」の規定は、平成21年4月1日以降入学し、平成23年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、教育内容「栄養と健康」の「応用栄養学Ⅰ」、「応用栄養学Ⅱ」、教育内容「給食の運営」の「調理科学実験」の規定は、平成22年4月1日以降入学し、平成23年3月31日において現に在学する者についても適用する。
- 7 改正後の別表Ⅱ（4）の規定は、平成23年4月1日以降入学するものについて適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ（4）の規定中、専門教育科目の区分が英語等のうち、「海外英語研修B」及び「海外英語研修C」の科目については、平成21年度及び平成22年度の入学者についても履修を可能とする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第28条の規定は、平成24年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表Ⅱ（1）（ただし、教養科目を除く。）及び（4）の規定は、平成24年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表Ⅱ（2）の規定は、平成24年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ（2）の規定中、(2)食品栄養科学部（食品生命科学科）の専門教育科目の必修科目「技術者倫理」の規定は、平成22年4月1日以降入学し、平成24年3月31日において現に在学する者についても適用する。
- 5 改正後の別表Ⅱ（5）の規定は、平成24年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者並びに平成24年度及び平成25年度における看護学部の3年次編入学する者については、なお従前の例による。

- 6 改正後の別表Ⅳの規定は、平成24年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱ(1)(ただし、教養科目を除く。)の規定は、平成25年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ(1)の規定中、(1)薬学部(薬科学科)及び(薬学科)の薬学共通課程の基礎科目「海外研修英語」の規定は、平成25年3月31日において現に在学する者についても適用する。
- 3 改正後の別表Ⅱ(3)及び(4)の規定は、平成25年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表Ⅳの規定は、平成25年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間における収容定員は、第26条の規定にかかわらず、次の表の期間の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の定員の項に掲げるとおりとする。

期 間		平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで							平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで						
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	計	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	計
薬	薬学	80	80	80	80	80	80	480	80	80	80	80	80	80	480
	薬科	40	40	40	40	—	—	160	40	40	40	40	—	—	160
	計	120	120	120	120	80	80	640	120	120	120	120	80	80	640
食	食品生命科学	25	25	25	25	—	—	100	25	25	25	25	—	—	100
	栄養生命科学	25	25	25	25	—	—	100	25	25	25	25	—	—	100
	環境生命科学	20	—	—	—	—	—	20	20	20	—	—	—	—	40
	計	70	50	50	50	—	—	220	70	70	50	50	—	—	240
国	国際関係	60	60	60	60	—	—	240	60	60	60	60	—	—	240
	国際言語文化	120	120	120	120	—	—	480	120	120	120	120	—	—	480
	計	180	180	180	180	—	—	720	180	180	180	180	—	—	720
経	経営情報	100	100	100	100	—	—	400	100	100	100	100	—	—	400

看	看護	120	55	65	65	—	—	305	120	120	65	65	—	—	370
合計		590	505	515	515	80	80	2,285	590	590	515	515	80	80	2,370

期 間		平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで							平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで						
学部	学 科	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	計	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	計
薬	薬学	80	80	80	80	80	80	480	80	80	80	80	80	80	480
	薬科	40	40	40	40	—	—	160	40	40	40	40	—	—	160
	計	120	120	120	120	80	80	640	120	120	120	120	80	80	640
食	食品生命科学	25	25	25	25	—	—	100	25	25	25	25	—	—	100
	栄養生命科学	25	25	25	25	—	—	100	25	25	25	25	—	—	100
	環境生命科学	20	20	20	—	—	—	60	20	20	20	20	—	—	80
	計	70	70	70	50	—	—	260	70	70	70	70	—	—	280
国	国際関係	60	60	60	60	—	—	240	60	60	60	60	—	—	240
	国際言語文化	120	120	120	120	—	—	480	120	120	120	120	—	—	480
	計	180	180	180	180	—	—	720	180	180	180	180	—	—	720
経	経営情報	100	100	100	100	—	—	400	100	100	100	100	—	—	400
看	看護	120	120	130	65	—	—	435	120	120	130	130	—	—	500
合計		590	590	600	515	80	80	2,455	590	590	600	600	80	80	2,540

3 改正後の別表Ⅱ(1)の規定は、平成26年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ(1)の規定中、(1)薬学部(薬学科)の学科専門課程の薬学科専門実習科目「多職種連携演習」及び「防災演習」の規定は、平成26年3月31日において現に在学する者についても適用する。

4 改正後の別表Ⅱ(2)の規定は、平成26年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

5 改正後の別表Ⅱ(4)の規定は、平成26年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

6 改正後の別表Ⅱ(5)の規定は、平成26年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者並びに平成26年度及び平成27年度における看護学部の3年次編入学する者については、なお従前の例による。

7 静岡県立大学環境科学研究所規則(平成19年4月1日規則第36号)、静岡県立大学地域環境啓発センター規則(平成19年4月1日規則第41号)、静岡

県立大学環境科学研究所長の任期及び選考に関する規則（平成19年4月1日規則第44号）及び静岡県立大学環境科学研究所副所長に関する規則（平成20年7月24日規則第55号）は、廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅰの「しずおか学」のうち「卒業までに最低2単位履修すること」の規定及び改正後の別表Ⅱ（1）薬学部（薬科学科）及び（薬学科）の薬学共通課程教養科目「しずおか学」のうち「卒業までに最低2単位履修すること」の規定は、平成27年3月31日において現に在学する者については適用しない。
- 3 改正後の別表Ⅱ（1）薬学部（薬科学科）の規定のうち薬学共通課程基礎科目、共通専門科目及び共通専門実習科目、学科専門課程薬科学科専門科目及び薬科学科専門実習科目、最低卒業必要修得単位数については、平成27年4月1日以降に入学するものについて適用し、同年3月31日において現に在学するものについては、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表Ⅱ（1）薬学部（薬学科）の規定のうち薬学共通課程基礎科目、共通専門科目及び共通専門実習科目、学科専門課程薬学科専門科目及び薬学科専門実習科目、最低卒業必要修得単位数については、平成27年4月1日以降に入学するものについて適用し、同年3月31日において現に在学するものについては、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表Ⅱ（4）及び別表Ⅳ高一種免（商業）の規定は、平成27年4月1日以降に入学するものについて適用し、同年3月31日において現に在学するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱ（1）薬学部（薬科学科）の規定のうち薬学共通課程基礎科目、共通専門科目及び共通専門実習科目、学科専門課程薬科学科専門科目及び薬科学科専門実習科目については、平成28年4月1日以降に入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表Ⅱ（1）薬学部（薬学科）の規定のうち薬学共通課程基礎科目、共通専門科目及び共通専門実習科目、学科専門課程薬学科専門科目及び薬学科専門実習科目については、平成28年4月1日以降に入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表Ⅱ（2）食品栄養科学部（食品生命科学科）の規定は、平成28年4月1日以降に入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ（2）食品栄養科学部（食品生命科学科）の専門教育科目の選択科目「分析化学」「植物学」「環境工学」「循環資源論」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。
- 5 改正後の別表Ⅱ（3）の規定は、平成28年4月1日以降に入学するものについて適用し、

同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ(3)の規定中、(3) 国際関係学部（国際言語文化学科）の専門科目b群（ヨーロッパ文化分野）の「海外研修ドイツ語」「海外研修フランス語」「海外研修スペイン語」の規定は、平成28年3月31日において現に在学する者についても適用する。

- 6 改正後の別表Ⅱ(4)の規定は、平成28年4月1日以降入学するものについて適用し、同年3月31日において現に在学するものについては、なお従前の例による。
- 7 改正後の別表Ⅱ(5)の規定は、平成28年4月1日以降入学するものについて適用し、同年3月31日において現に在学するものについては、なお従前の例による。
- 8 改正後の別表Ⅳの規定は、平成28年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱ(2) 食品栄養科学部（食品生命科学科）の規定は、平成29年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年12月27日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における収容定員は、第26条の規定にかかわらず、次の表の期間の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の定員の項に掲げるとおりとする。

期 間		平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで							平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで						
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	計	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	計
薬	薬学	80	80	80	80	80	80	480	80	80	80	80	80	80	480
	薬科	40	40	40	40	—	—	160	40	40	40	40	—	—	160
	計	120	120	120	120	80	80	640	120	120	120	120	80	80	640
食	食品生命科学	25	25	25	25	—	—	100	25	25	25	25	—	—	100
	栄養生命科学	25	25	25	25	—	—	100	25	25	25	25	—	—	100
	環境生命科学	20	20	20	20	—	—	60	20	20	20	20	—	—	80
	計	70	70	70	70	—	—	280	70	70	70	70	—	—	280
国	国際関係	60	60	60	60	—	—	240	60	60	60	60	—	—	240
	国際言語文化	120	120	120	120	—	—	480	120	120	120	120	—	—	480
	計	180	180	180	180	—	—	720	180	180	180	180	—	—	720
経	経営情報	100	100	100	100	—	—	400	100	100	100	100	—	—	400
看	看護	120	120	145	130	—	—	515	120	120	145	145	—	—	530
合計		590	590	615	600	80	80	2,555	590	590	615	615	80	80	2,570

- 3 改正後の別表Ⅱ(5)の規定は、平成30年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱ(1)薬学部（薬科学科）の規定のうち、薬学共通課程基礎科目、共通専門科目及び共通専門実習科目、学科専門課程薬科学科専門科目及び薬科学科専門実習科目、最低卒業必要修得単位数については、平成30年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表Ⅱ(1)薬学部（薬学科）の規定のうち、薬学共通課程基礎科目、共通専門科目及び共通専門実習科目、学科専門課程薬学科専門科目及び薬学科専門実習科目、最低卒業必要修得単位数については、平成30年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表Ⅱ(2)、別表Ⅱ(4)及び別表Ⅳの規定は、平成30年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年11月28日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅳの規定は、平成31年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱ(4)の規定は、平成31年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間における収容定員は、第26条の規定にかかわらず、次の表の期間の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の定員の項に掲げるとおりとする。

期 間		平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで							平成32年4月1日から 平成33年3月31日まで						
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	計	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	計
学 部	学 科														
	薬学	80	80	80	80	80	80	480	80	80	80	80	80	80	480

薬	薬科	40	40	40	40	—	—	160	40	40	40	40	—	—	160
	計	120	120	120	120	80	80	640	120	120	120	120	80	80	640
食	食品生命科学	25	25	25	25	—	—	100	25	25	25	25	—	—	100
	栄養生命科学	25	25	25	25	—	—	100	25	25	25	25	—	—	100
	環境生命科学	20	20	20	20	—	—	80	20	20	20	20	—	—	80
	計	70	70	70	70	—	—	280	70	70	70	70	—	—	280
国	国際関係	60	60	60	60	—	—	240	60	60	60	60	—	—	240
	国際言語文化	120	120	120	120	—	—	480	120	120	120	120	—	—	480
	計	180	180	180	180	—	—	720	180	180	180	180	—	—	720
経	経営情報	125	100	100	100	—	—	425	125	125	100	100	—	—	450
看	看護	120	120	145	145	—	—	530	120	120	145	145	—	—	530
合計		615	590	615	615	80	80	2,595	615	615	615	615	80	80	2,620

期 間		平成33年4月1日から 平成34年3月31日まで							平成34年4月1日から 平成35年3月31日まで						
学 部	学 科	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	計	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	計
薬	薬学	80	80	80	80	80	80	480	80	80	80	80	80	80	480
	薬科	40	40	40	40	—	—	160	40	40	40	40	—	—	160
	計	120	120	120	120	80	80	640	120	120	120	120	80	80	640
食	食品生命科学	25	25	25	25	—	—	100	25	25	25	25	—	—	100
	栄養生命科学	25	25	25	25	—	—	100	25	25	25	25	—	—	100
	環境生命科学	20	20	20	20	—	—	80	20	20	20	20	—	—	80
	計	70	70	70	70	—	—	280	70	70	70	70	—	—	280
国	国際関係	60	60	60	60	—	—	240	60	60	60	60	—	—	240
	国際言語文化	120	120	120	120	—	—	480	120	120	120	120	—	—	480
	計	180	180	180	180	—	—	720	180	180	180	180	—	—	720
経	経営情報	125	125	125	100	—	—	475	125	125	125	125	—	—	500
看	看護	120	120	145	145	—	—	530	120	120	145	145	—	—	530
合計		615	615	640	615	80	80	2,645	615	615	640	640	80	80	2,670

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の別表Ⅳの規定は、平成31年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表Ⅱ(3)の規定は、平成31年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱ(4)の規定は、平成31年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ(4)の規定中、専門教育科目複合科目「経営情報特別講義G」、「経営情報特別講義H」、「経営情報特別講義I」、「経営情報特別講義J」、「経営情報特別講義K」、「経営情報特別講義L」、「経営情報特別講義M」及び「経営情報特別講義N」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。
- 3 改正後の別表Ⅳの規定は、平成31年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱ(2)及び別表Ⅳの規定は、平成31年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ(2)の規定中、(2)食品栄養科学部（環境生命科学科）の専門教育科目選択科目「海外英語研修」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附 則

この学則は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱ(2)、Ⅱ(4)、Ⅲ-1、Ⅲ-2及びⅣの規定は、令和2年4月1日以降入学するものについて適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表Ⅱ(3)の規定は、平成31年4月1日以降入学する者について適用し、平成30年4月1日以前に入学した者についても、(3)国際関係学部（国際言語文化学科）の専門科目b群（アジア文化分野）の「検定韓国語」、「海外研修韓国語」として、履修を可能とする。

附 則

この学則は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年12月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱ(1)、(2)及び(4)の規定は、令和3年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ(4)の規定中、「アドバンスト・イングリッシュA」、「アドバンスト・イングリッシュB」、「アドバンスト・ビジネス・イングリッシュA」、「アドバンスト・ビジネス・イングリッシュB」の規定は、平成31年4月1日以降入学し、令和3年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附 則

この学則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第36条第1項、別表Ⅱ(1)薬学部（薬科学科）及び別表Ⅱ(5)看護学部（看護学科）の規定は、令和4年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表Ⅱ(2)食品栄養科学部（食品生命科学科）及び（環境生命科学科）の規定は、令和3年4月1日以降の入学者に適用し、同年3月31日において現に在学する者は従前の例による。
- 4 改正後の別表Ⅱ(2)食品栄養科学部（栄養生命科学科）の規定は、令和4年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ(2)食品栄養科学部（栄養生命科学科）の規定中、専門教育科目選択科目「データサイエンス・AI(R2、R3入学者編)」は、令和2年4月1日以降入学し、令和4年3月31日において現に在学する者が、卒業必要単位としては取り扱われない選択科目として履修を可能とする。
- 5 改正後の別表Ⅱ(3)の規定は、平成31年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 6 改正後の別表Ⅳの規定は、令和4年4月1日以降入学するものについて適用し、同年3月31日において現に在学するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱ(2)及びⅣの規定は、令和5年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱ(1)、(3)、(4)及び別表Ⅳの規定は、令和6年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅱ(4)の規定中、専門教育科目「コーポレート・コミュニケーション」、「データサイエンス実習」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。また、改正後の別表Ⅳの規定中、「コーポレート・コミュニケーション」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附 則

この学則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅰ及び別表Ⅱ(1)、(2)、(3)の規定は、令和7年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅰ及び別表Ⅱ(1)の規定中、「静岡ゲームチャリティー実践」及び「ふじのくに学（富士山学概論）」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅰ及び別表Ⅱ(1)、(2)、(3)、(4)の規定は、令和8年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅰ及び別表Ⅱ(1)の規定中、「会計学入門A」、「会計学入門B」、「ムセイオン静岡－MUSEUMと文化」、「ムセイオン静岡－舞台芸術」、及びふじのくに地域・大学コンソーシアム及び他の大学コンソーシアムを通じて提供された科目に関する規定は、令和8年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第50条、第66条、第67条及び第72条の規定は、令和9年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。